

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、または発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火砕流が居住地域にまで到達することの切迫または発生 ・溶岩ドームが出現し、溶岩ドーム崩落型火砕流が居住地域にまで到達することの切迫または発生 ・積雪期に融雪型火山泥流が居住地域に到達することの切迫または発生 	活動状況などを勘案しながら、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえてレベルの引き下げを判断する。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶岩ドームが出現し、溶岩ドーム崩落型火砕流が居住地域にまで到達する可能性 ・多量のマグマ貫入や上昇を示す顕著な地殻変動等や地震活動（従来観測されたことのないような規模） 	同上
3	<p>【山頂から 2km～居住地域の近くまで重大な影響を及ぼすマグマ噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水蒸気噴火を繰り返す ・二酸化硫黄の放出量が概ね 1000 トン/日以上 ・噴火の噴出物の中に、新鮮なマグマが認められた場合 ・火山性地震の急増、規模増大（レベル 2 よりも規模大あるいは回数が多い） ・マグマ貫入を示す明瞭な地殻変動 <p>-----</p> <p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼすマグマ噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂から 2km 付近に大きな噴石を飛散するマグマ噴火の発生。また、火砕流、溶岩流の流出、あるいは溶岩ドームの出現が確認された場合 	<p>山頂から 2km 以遠、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、影響範囲が山頂から 2km 付近にとどまる程度の噴火でおさまった、または、噴火の発生はなく、上記現象が見られなくなった場合。</p> <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生したが、その後、噴火の発生がない、もしくは、火口周辺のごく限られた範囲に影響を及ぼす程度の噴火にとどまり、活動の低下傾向が認められた場合、その時点の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえてレベルの引き下げを判断する。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の多発（任意の 1 時間に 20 回以上となった場合、または任意の 24 時間で 30 回以上となった場合） ・火山性微動の増加・規模増大（継続時間の短い火山性微動が多発し、任意の 24 時間で継続時間の合計が 10 分以上、五色沢観測点上下動の最大振幅が 0.1 μm/s 以上で継続時間 10 分以上の場合） ・噴気量や火山ガス量の増加 ・想定火口内（山頂から半径 500m）に影響する程度のごく小規模な噴火が 1 ヶ月に 2 回以上発生した場合 <p>-----</p> <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂から 2km 程度まで大きな噴石が飛散する噴火が発生 ・噴煙高度が火口上数百mの噴火が発生 ・空振を伴い、振幅が五色沢観測点上下動で 0.5 μm/s 以上の火山性微動の発生（悪天により表面現象が確認できない場合） 	<p>レベル 2 の段階で、噴火の発生がなく、噴煙活動など表面現象が落ち着き、地震・微動が平穏時の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に下げた後に、再び高まる傾向に転じたことがわかった場合は、上記レベル 2 に上げる基準に達していなくてもレベル 2 に戻す。</p> <p>山頂から 2km 以内に影響を及ぼす噴火が発生した後、噴火が発生しなくなった場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮してレベル 1 に引き下げる。</p>

- ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定し、該当した項目が複数のレベルとなる場合は最大値でレベルを判定する。
- ・引き下げについては、その時点の各観測データに活動の高まりがみえる場合には引き下げを見送る。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データが得られて総合的に評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル 1 の状況において、噴気や地熱域が出現した場合またはレベル 2 の基準に達しない程度の火山性地震・微動の発生等）などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。